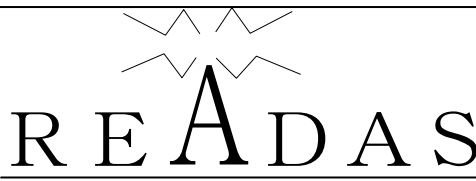


第 6033 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月 3日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 災害による所得税の軽減措置

**Q**：各地で災害の被害が出ていますが、こういう場合における所得税の軽減措置はどうなっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

所得税では、災害で住宅や家財に損害を受けた場合に、①確定申告をして災害減免法に定める減免又は免除を受ける方法、②雑損控除を受ける方法のいずれか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部が軽減できることとなっています。

#### ①災害減免法による減免又は免除

災害によって受けた住宅又は家財の損害額がその時価の2分の1以上である場合に減免又は免除が受けられるもので、災害のあった年分の所得金額が500万円以下の場合には全額免除、500万円超750万円以下の場合には2分の1の軽減、750万円超1,000万円以下の場合には4分の1が軽減されます。

#### ②雑損控除を受ける方法

生活に通常必要な資産について損害を受けた場合に、「差引損失額(損害額－保険金等により補填された金額)－所得金額の1/10」と「差引損失額のうち災害関連支出(滅失した住宅や家財を除去するための費用等)－5万円」のうちいずれか多い金額が所得控除されます。

